

広下経第18号
平成20年6月10日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(下水道局経営企画課)



平成16年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応結果
について(報告)

このことについて、別紙のとおり対応したので報告します。



監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理

項目 (1) 下水道使用料の算定について(受益者負担金を含む。)

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

ア 財政収支計画の策定方法

平成16年度から平成19年度の財政収支計画の下水道事業費用のうち、物件費については、平成14年度実績をベースとして2%ずつ減額させていますが、2%という削減率は広島市の財政健全化計画における削減率です。また、新規施設等の管理経費の増額分のうち、ポンプ場費や処理場費の金額は、当初の計画金額から一律7%減額しています。

これらの削減率は、根拠に裏付けられたものではなく、実態に合致した計画とはいえない難しいものです。

下水道使用料算定の基礎となる財政収支計画については、できるだけ政策的な調整を排除し、物価変動率を考慮したうえで、具体的な個別計画を積上げて、実態に合致するように策定する必要があります。

イ 使用料算定経費に占める資本費の割合(資本費参入率)

改定後の下水道使用料では、資本費算入率は85%であり、残りの15%部分は下水道使用料に反映されず、一般会計補助金(市民の税金)が負担することとなります。

市民からすれば下水道使用料というかたちで徴収されているか、税金というかたちで徴収されているかの違いだけであり、いずれにしても、汚水経費(使用料対象経費)を市民が負担していることに変わりありません。

広島市の下水処理区域が広範であり、かつ、急速に公共下水道を整備してきたことによる資本費負担は、広島市において下水道サービスを享受するためには避けられないコストであり、市民の理解を得たうえで、使用者負担の原則に従って、下水道使用料の適正化を図っていく必要があると考えます。ただし、下水道事業において最大限の経営努力を行うことが、その大前提となります。

エ 下水道事業における説明責任

資本費算入率が100%に至っていない状況(背景及びその状況がもたらす市民への負担)や下水道使用料体系における累進度の考え方については、市民に対して十分に説明されていません。

下水道使用料の適正化を実現するためには、市民の理解が不可欠であり、積極的な情報開示が求められており、下水道事業の現状及び将来における影響や広島市の対策等を適切にディスクローズするとともに、経営努力の具体化についても市民に説明していく必要があります。

対 応 結 果

ア 新たに策定した平成 20 年度から平成 23 年度の財政収支計画における、ポンプ場、処理場等の既存施設に係る物件費については、平成 18 年度実績額に物価上昇率を乗じて算定しており、一律の削減は行っていない。

また、新規供用開始施設に係る物件費については、平成 18 年度単価による設計額や類似施設の実績値を基に積算している。

イ 下水道事業は、公営企業として、下水道使用料を適正な受益者負担の水準にする必要があると考えている。

新たに平成 20 年 7 月 1 日から実施する下水道使用料の改定に際しては、ポンプ場、処理場施設の維持管理費の節減など、経費の節減に最大限の努力を行うとともに、受益者負担の原則に従って、使用料対象経費となる資本費算入率をこれまでの 85% から 95% とし、下水道使用料の適正化を図ることにしている。

エ 下水道事業は、事業規模が非常に大きく、その財政状況が広島市全体の財政に与える影響も大きいことから、下水道使用料の設定の考え方や経営状況、財政状況に関する情報を、これまで以上に積極的に情報を発信する必要があると考えている。このため、下水道事業の経営目標や、その達成状況などについて、よりわかり易く説明するよう、ホームページ掲載については、事業概要等の追加を行うとともに、利用しやすい構成に改善するなど、市民に対し、下水道の役割やしぐみ、経営の状況などについて、よりわかりやすい情報提供に努めている。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項 目 (1) 下水道使用料の算定について(受益者負担金を含む。)

主管課 下水道局 管理部 管理課

意見の要旨

ウ 下水道使用料の負担の公平性

下水道使用料の累進度が「6.95倍」と他の大都市と比較して高く、下水道使用料負担の公平性について問題があると考えます。

このような高い累進度を解消するためには、基本料金や使用量の少ないランクの使用料設定を高くすることが必要であり、市民からの強い反発も予想されます。しかしながら、使用者の負担の公平性の観点からは、累進度の緩和を実現していく必要があります。

使用料改訂時における累進度の動向をみると、他の大都市では累進度が概ね引き下げられる傾向にあり、最近5事業年度(平成12年度から平成16年度まで)において累進度を引き上げた大都市は広島市を含め3都市しかありません。

対応結果

ウ 累進使用料制は、費用負担の合理性、大量排水の抑制などの面から、制度を維持しているものであるが、今後も累進度の緩和について検討していきたい。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理

項目 (2) 徴収事務手続及び未収金の管理について

主管課 下水道局 管理部 管理課

意見の要旨

ア 下水道使用料の徴収開始の事務手続の効率化

下水道使用料の徴収開始の事務で使用している工事図面は、工事申請時に「排水設備の計画及び工事の確認願」とともに入手した計画図面を使用しています。ただし、管理課使用料係では、計画図面を工事申請時に入手しても、工事完了までに当図面を使用して実施する事務手続はありません。

工事案件によっては、実際の工事の施工時に工事図面が変更され、完成図面が計画図面と相違する場合があります。この場合、管理課使用料係では、当初入手した計画図面を用いて事務手続を行うことができず、新たに完成図面を入手して事務手続を行うことになります。

現状、工事申請時に計画図面を3部、工事完了時に「工事完了届・下水道使用開始届」とともに完成図面を1部提出してもらっています。「工事完了届・下水道使用開始届」提出時に完成図面を「2部」提出してもらい、管理課使用料係が完成図面を使用して事務手続を実施すれば、工事完了までの期間、計画図面を保管する必要がなく、また、計画図面と完成図面との照合を行う必要もありません。計画図面ではなく完成図面を用いた方が、下水道使用料の徴収開始事務をより効率的かつ適切に実施できると考えます。

対応結果

ア 平成17年度から、工事申請時の図面の提出部数を1部減らし、工事完成後、工業者が「工事完了届・下水道使用開始届」を提出する時に完成図面を2部提出させ、その1部を使用料係が保管するよう、事務の効率化を図った。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (2) 徴収事務手続及び未収金の管理について

主管課 下水道局 管理部 管理課

意見の要旨

イ 水道局への委託料の算定方法

下水道使用料の徴収事務の水道局への委託は、「下水道使用料徴収事務委任に関する規程」により、昭和28年から実施されています。

徴収対象経費の範囲には、徴収業務に係る直接的経費（業務費）及び間接的経費が含まれています。

ただし、現状の委託料の算定においては、下水道局の財政難から、間接的経費のうち給水費、減価償却費、資産減耗費及び退職給与金の金額は委託料算定の対象外としています。企業会計を前提としているかぎり、徴収対象経費の範囲に含めるべき金額については、徴収対象経費に含めて委託料を計算する必要があります。

試算したところ、平成15年度のあるべき水道局への業務委託料は13億8,597万円となりました。実際の業務委託料は8億4,486万円であり、下水道局としては5億4,110万円もの負担が軽減されており、その分については、水道使用者が肩代わりしていることになります。

対応結果

イ 下水道事業会計は、独立採算を原則とする公営企業であるが、下水道使用料の徴収に当たっては直接徴収事務を行うより、水道局への徴収委託が最も効率的なことから行ってきたものであり、今後も徴収事務の委託を継続する予定である。

徴収対象経費について、本来、下水道事業会計で負担すべきものについては、当然負担すべきであるとは考えているが、今後、下水道事業会計の収支状況を考慮しつつ、対象範囲の拡大について改善していきたいと考えており、まずは、平成16年度からは下水道事業会計として負担すべき退職給与金の2分の1を算入することとし、平成18年度からはその全額を算入するよう改善した。平成20年度からは料金徴収業務に要する資産に係る減価償却費及び固定資産除却費を新たに徴収対象経費に加算し、加算する額は、平成20年度及び平成21年度が新規対象経費の2分の1、平成22年度からは全額を算入するよう改善した。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項目 (2) 徴収事務手続及び未収金の管理について

主管課 下水道局 管理部 管理課

意見の要旨

ウ 下水道使用料の未収金の状況

下水道使用料の回収不能部分については、水道局が集計した金額を不納欠損処理していますが、最初の督促納期限から5年経過した未収金についてのみ一律に不納欠損処理しています。

未収金管理及び決算書における適切な財産の表示の観点からは、最初の督促納期限から5年経過していなくても、回収不能であることが明らかになった未収金については、適時に不納欠損処理する必要があります。

なお、平成15年度末における不納欠損処理されていない破産債権は788万円あります。

対応結果

ウ 「下水道」は地方自治法第244条の「公の施設」に該当し、その使用料は同法第225条の「公の施設の使用料」で、また、同法第231条の3第3項及び同法附則第6条第3号に規定する「使用料」に該当する公法上の債権であり、債務者が破産して免責決定がなされても租税等と同じく免責とはならないため、他の公法上の債権同様、5年の時効を迎えるまで未収金の回収に取り組んでいる。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (3) 契約事務手続(工事契約)について

主管課 下水道局 施設部 管路課

意見の要旨

ア 設計金額等の事前公表

設計金額等（設計金額、調査基準価格、入札希望価格）の事前公表制度は、平成12年度より、段階的に実施されていますが、落札価格が高止まりになる等のデメリットも指摘されています。

平成15年度に施工中の当初請負金額5億円以上の下水道工事のうち、一般競争入札が実施された13件の落札価格は予定価格の94.3%から98.5%の範囲内です。

下水道局では、事前公表制度の導入前と導入後の落札状況を比較検討していませんが、落札率の比較検討を行い、導入の効用を確認する必要があります。

イ 契約変更の妥当性

下水道工事における契約変更の発生の多さは一般的な工事と比較すると異常といえます。予定価格を上回るような請負金額の増額変更は、当初の入札結果を無意味としてしまうおそれがあり、好ましい状況ではありません。設計段階において、より精度の高い積算を実施し、設計変更が極端に多発しないように努める必要があります。土質調査にかぎると、例えば以下の方法が考えられます。

- ① 他局の建設部門と連携して土質に関する情報を共有する。
- ② 土質調査会社の調査結果を事後評価し、調査会社の選別を行う。
- ③ 過去の土質調査結果をデータベース化し、情報を蓄積する。

変更見込額が当初の請負金額の30%を超過する工事は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、別途工事として新たに契約しなければならないこととなっていますが、この「30%」という基準は、民間企業の観点からすると一般的に高いのではないかという印象を受けます。判断基準の引下げ（例えば、「10%」程度）を検討する必要があります。

ウ 日本下水道事業団への工事委託

事業団への特命随意契約理由には、「技術的・規模的な面および工期等の諸事情を勘案すると、同事業団に委託するのが適当であり、本市の公共下水道事業を推進するに当たっても有利であるため」とありますが、具体的にどの程度有利であるのか、数値を用いて比較検討している資料が契約書綴りにはありません。事業団に工事委託するか否かの検討資料は適切に管理・保管する必要があります。

最近5年間の広島市公共下水道整備費（事業団委託分を除く）の事務的経費比率（3.7%）は、事業団委託工事の事務的経費比率（3.6%）を若干上回っており、委託した方が有利であったとの結論を導くことができます。

しかしながら、これは、公共下水道整備費（事業団委託分を除く）が減少傾向にあるなかで算定した比率であり、事務的経費に占める人件費（固定的経費）の割合が大きくなっ

ているため、公共下水道整備費における人件費比率（事務的経費）が高いことをもって、工事委託した方が有利であったと結論付けることはできません。

固定的経費である人件費を有効に利用するためには、事業団に工事委託するよりも、むしろ積極的に自らが工事の発注主体として施工状況を管理・監督することが求められるのではないのでしょうか。

対 応 結 果

ア 落札率の比較検討や設計金額等の事前公表の導入の効用は、市全体の工事契約事務を取りまとめている財政局契約部において、下水道局の内容も含めて確認を行っている。

（契約部工事担当）

建設工事の競争入札において、設計金額等の事前公表は、入札情報の透明性を確保することにより不正行為の防止を図るために、平成 12 年度より段階的に導入し、平成 16 年 6 月からは予定価格 250 万円超の競争入札で本格導入している。

設計金額等の事前公表が落札率の高止まりにつながるとの指摘があるが、事前公表の導入前と導入後の落札率を比較（別紙、「建設工事落札率の推移」を参照）すると、導入後の落札率は下がっており、指摘にあるような問題は生じていない。

なお、平成 18 年 6 月からは設計金額等に引き続き、予定価格も事前公表している。

イ 設計金額の積算に当たっては、事前調査により、土質などの現場状況を正確に把握し、精度の高い積算に努める。

なお、土質調査に関する提案については、下記のとおりである。

- ① 平成 18 年度末で下水道普及率は 92.5%となり、下水道整備（面整備）は概成しており、未整備箇所は私道、里道、区画整理区域等がほとんどであり、業務量は減少している。道路交通局等と土質データを共有化するためには、システムの開発費用や維持管理経費が必要となるが、利用性、利用頻度等を考えれば、費用対効果等の面から適当でないと考えている。
- ② コンサル業務の業務成績評定については、財政局契約部が、平成 16 年 6 月に設置した「コンサル業務の入札制度研究委員会」において、国の業務評定基準を参考に、現在検討を進めている。
- ③ 下水道局では、平成 13 年度より土質調査結果の電子化を行い、データを蓄積しており、施工箇所の土質を把握するための情報の一つとして利用している。今後も引き続きデータの蓄積を図り、これを有効に活用することで、より正確な土質の把握に努めていくこととする。

判断基準の 30%は、市全体の統一的な基準である。

なお、市全体の工事の基準を取りまとめている都市整備局において、適正な契約の執行を図るため、広島市建設工事請負契約約款及び建設工事契約事務の手引きの規定を補完する広島市建設工事設計変更ガイドラインを作成し、平成 19 年 4 月から運用を開始している。

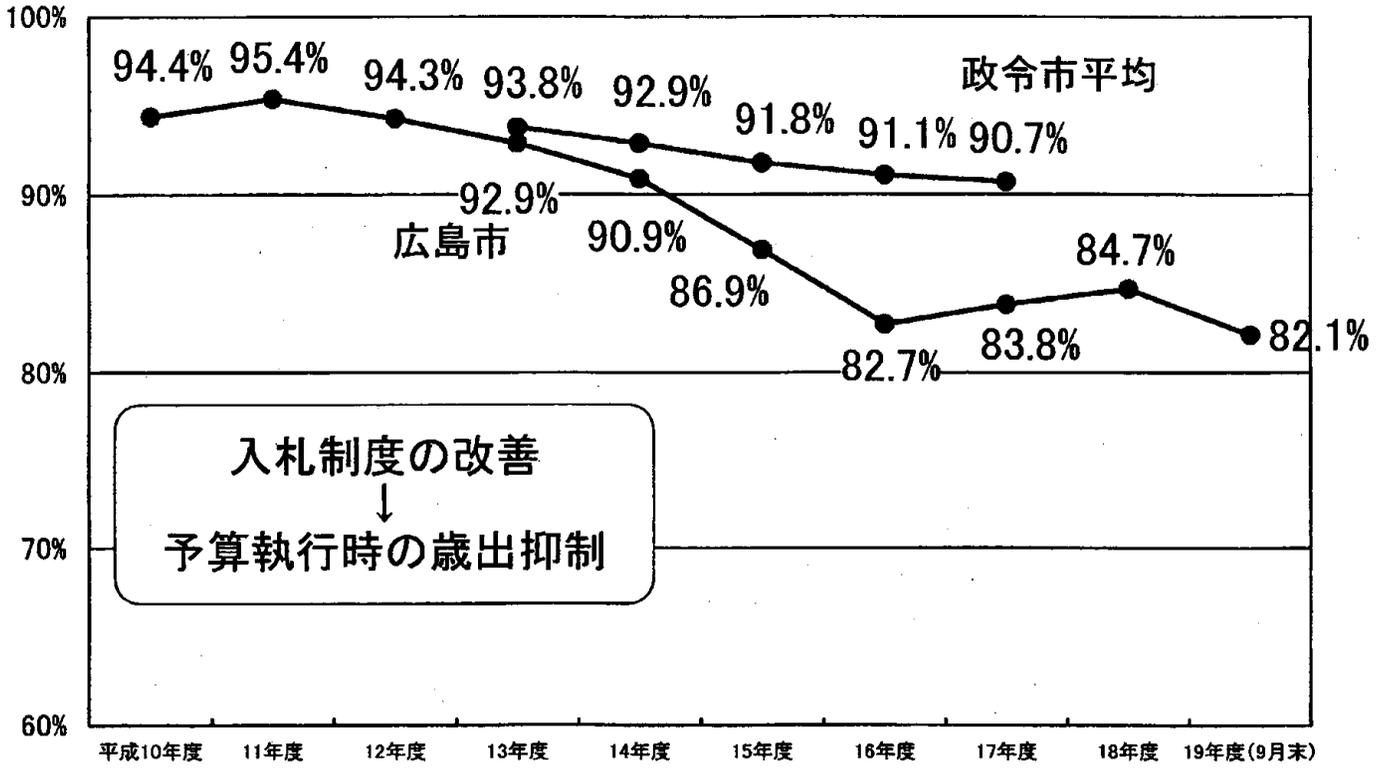
このガイドラインでは、施工中の工事と分離して施行することが著しく困難なものを除いて、変更見込額の合計額が、これまでの、当初請負金額の3割を超える増額変更に加えて、3千万円以上の増額変更を行う場合は、別途工事として契約することになっている。

ウ 平成2年の委託開始時に、技術性・経済性などを含め種々の必要な検討を行い日本下水道事業団に委託することが最適であると判断したものであるが、資料は残っていない。

今後、事業団と新規事業として特命随契を結ぶ必要が生じた場合には、検討資料の保存期間を事業が完了するまでとし、適切に管理・保管するものとする。

現在、事業団に工事委託している箇所は、全国的にもまれで高度な技術力を必要とする大深度の施設や建設当初から工事委託している県から移管された施設であり、事業団以外では施工できないと考える。

建設工事落札率の推移



監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (4) 外部委託業務について

主管課 下水道局 管理部 維持課

意見の要旨

ア 外部委託業者の固定化

下記の委託業務につき調査した結果、長期間にわたり同一業者が業務を行っていることが判明しました。

(ア) 下水処理場、ポンプ場の計装設備等の保守点検業務

(イ) 下水処理場汚泥脱水機設備その他運転保守管理業務

同一業者との契約開始年度は確認できる範囲においては以下のとおりです。

(略)

旭町下水処理場ほか 13 か所データ処理設備等保守点検業務は特命随意契約ですが、その他はすべて 8 社または 10 社の指名業者からの競争入札が行われています。指名制度とはいえ、競争入札が行われている以上、長期間にわたり同一業者が落札している状況は不自然であります。

公平性及び経済性に優れている一般競争入札制度を導入する等の措置を講じる必要があります。事務量の増加を伴うため一般競争入札制度の導入が困難であり、指名競争入札制度を継続せざるを得ないのであれば、段階的な措置として、落札意欲のない業者を除外することができる公募型指名競争入札への移行を検討する必要があります。

イ 入札結果の事後的な検討制度

入札調書を時系列に査閲すると、

- ・何年も続けて落札している者
- ・指名されてから一度も入札に参加していない者
- ・前年度の落札価格を大きく上回る価格で入札している等、落札する意思が感じられない者

の情報を入手することができます。これらの情報は、談合疑惑の早期発見や公平な競争原理を確保する観点から有用なものであります。落札業者の情報のみならず入札結果を含めて時系列に状況を把握し、検討委員会等を設置して、不自然な動向がないか確認する手続を実施する必要があります。手続を実施した結果、不自然な状況が認められたときは、その原因等を該当業者に聴取し、悪質な場合は指名業者から除外する等の適切な措置を講じる必要があります。

ウ 一般競争入札制度の導入

業務委託契約の方法は、指名競争入札及び随意契約に限られています。

指名競争入札には、不信用、不誠実な業者への参加を排除できるという長所がありますが、談合が容易であるという短所があるといわれています。

下水処理場等に係る運転保守管理業務等については、専門性が高く、かつ市民の快適な生活のため業務の停止等があってはならないとの特殊事情があり、能力及び信用のある特

定の業者に業務委託が偏重してしまうことは理解できます。

しかしながら、過度の委託業者の偏重（固定化）は、競争入札制度そのものを形骸化させてしまうおそれがあります。委託業務についても、積極的に一般競争入札の導入を検討する必要があります。

エ 予定価格（設計金額）の算定方法

平成15年度の下水处理場汚泥脱水機設備その他運転保守管理業務に係る業務委託設計書を査閲したところ、設計金額（薬品費＋固定経費）のうち薬品費の単価と入札業者の薬品費の単価に相当の乖離が見受けられます。

下水道局では、設計金額の算定に当たり複数の取扱業者（卸業者）から見積単価を入手していますが、このうち最低単価を基礎として設計単価を決定しているため、極端に低い見積を提示した取扱業者（卸業者）の単価に大きく影響を受けることとなります。

平成15年度においては、他の取扱業者（卸業者）よりも38%～38.7%も低い価格を提示しているケースがあり、設計単価がその低い価格に基づいて決定され、入札業者の入札単価との間に大きな差額が発生することとなります。そのような極端に低い見積りに対しては、より一層の精査を行う必要があります。

オ 旭町下水処理場のデータ処理設備の老朽化

昭和52年に旭町下水処理場は建設されたが、データ処理装置と計装設備を結ぶ信号伝送装置は互いに密接な関係がある特殊機器であり、ある電機メーカーが独自の技術開発により製作したものであります。

当該機器は設置後27年を経過しており、メーカーサイドの保守体制の確保、不具合の発生頻度の増加などといった面で、システムの老朽化はリスク管理上問題があります。

当該事項のように必要な事項については、不測の事態が起きる前にシステムの更新を行えるよう、投資計画へ具体的に取組むことを検討する必要があります。

対 応 結 果

ア より透明性・公平性を確保するため、平成18年度に水資源再生センターおよびポンプ場の運転保守管理業務と計装設備等保守点検業務について一般競争入札を導入した。

さらに、平成18年度には全庁的な業務委託入札・契約制度検討委員会において一般競争入札の原則化・電子入札・予定価格の公表等の検討がなされ、平成19年度年間業務委託等について導入された。下水道局においてもこれに則り、年間業務委託について一般競争入札に移行した。この結果、上記2業務については落札業者こそ変わらなかったものの、入札にあたっての透明性・公平性は保たれたと考えている。

イ 平成18年度に全庁的な業務委託入札・契約制度検討委員会において、入札談合情報の提供・連絡があった場合に統一的に対応するため、建設工事に準じて、物品の売買等に関

する競争入札調査委員会の設置等を行うとともに、当該委員会等における公正取引委員会や警察等の関係機関への入札談合情報の連絡・対応などの事務手順等を定めるマニュアルを改正し、入札談合情報に対する迅速・的確な対応体制を整え、運用することとした。

ウ 平成16年度から、予定価格1,000万円以上の建築物清掃業務と常駐警備業務については、試行的に一般競争入札を導入している（平成17年度からは予定価格100万円以上）。

また、下水道局において、平成17年度に委託業務の一般競争入札制度の導入を検討し、水資源再生センターおよびポンプ場の運転保守管理業務と計装設備点検業務については、平成18年度から導入した。

さらに、平成18年度に全庁的な業務委託入札・契約制度検討委員会において、一般競争入札の原則化、電子入札の一部導入、入札後資格確認等の検討が行われ、平成19年度年間業務について導入された。下水道局においてもそれに則り、上記の2業務以外の年間業務等についても導入した。

エ 平成18年度から薬品メーカー及び運転管理業者等より多くの見積を徴収することとした。また、全見積業者の平均に対して、最低見積額が「広島市委託業務低入札価格調査要綱」に定める調査基準価格以下となる場合は、調査を実施するなど、より一層の精査を行うことにした。

その結果、設計金額の基となる最低価格は、全見積業者の平均に比べて平成18年度は3.9%～18.0%、平成19年度においては8.0%～23.1%程度低い価格に収まっており、聞取り調査を実施するに至っていないが、指摘のあった一層の精査に資することができると考えている。

オ 当該設備は、平成19年度中に更新工事の発注を行い、平成20年度未完了予定である。

なお、その他水資源再生センターについては、当該システムのような特殊機器は採用していない。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (4) 外部業務委託について

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

カ 広島市都市整備公社への業務委託（包括的民間委託の検討）

広島市下水道公社は平成 15 年度末に廃止されましたが、下水道局は、下水道公社に委託していた『西部浄化センター、団地処理場並びにポンプ場及びマンホールポンプの維持管理業務』等を、平成 16 年度に広島市都市整備公社へ委託し、都市整備公社はこの維持管理業務その他をさらに民間業者に業務委託しています。

都市整備公社へ支払われる委託料には、下水道部の人件費及び経費が含まれており、これには間接部門の人件費及び経費も含まれています。これらの間接費については、下水道局が直接に外部の民間業者と業務委託を行うことにより、ある程度削減可能となります。

維持管理業務は、汚水施設の整備が概成した今日、公社という特殊な組織が担わなければならない業務ではありません。

下水道事業の経費削減が強く求められている状況においては、これらの業務を、下水道局が直接的に民間業者に業務委託するとともに、より一層のコストの縮減を図るという観点から、下水処理場の運転業務について包括的民間委託に移行することを併せて検討する必要があります。

対応結果

カ 分流式の下水排除方式により整備した太田川処理区の終末処理場である西部水資源再生センター（旧：西部浄化センター）（関連ポンプ場及びマンホールポンプを含む。）については、これまで広島市都市整備公社に管理委託していたが、施設の維持管理の効率化や経費節減を図るため、包括的民間委託を導入し、平成 18 年 4 月から平成 21 年 3 月までの 3 か年継続契約により民間業者に業務委託している。今後も同様の方法により業務委託を行うこととしている。

団地処理場については、維持管理業務の効率化を図るため、指定管理者制度を導入し、平成 18 年 4 月から平成 20 年 3 月までの 2 か年継続契約により、施設を安定的に運営していくためのノウハウや実績などを有していることから、指定管理者として広島市都市整備公社を指定した。平成 20 年度から平成 21 年度の 2 年間は、新たに下水道局で所管する市街化区域外の排水施設の維持管理を合わせて、同様の方法により指定管理を行っている。

なお、ポンプ場等については、雨水対策であり、市民の安全・安心に密接に関わる防災機能を有するため、管理責任の明確化の観点などから、その維持管理については、従来どおり、本市が設置した公共的団体である広島市都市整備公社に管理委託している。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (5) 設備の維持管理、修繕計画について

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

ア 「広島市下水道事業財務会計規則」について

固定資産管理については、「広島市下水道事業財務会計規則」第 65 条に「主管課長は、固定資産台帳により常に固定資産の増減、異動及び現状を明らかにしておかなければならない。」と規定されていますが、減価償却計算が供用開始の翌事業年度から行われており、また、間接経費の配賦計算を年度末に一括して行っている現行の実務を勘案すると、資産増減の発生の都度、固定資産台帳に反映させることは、実務への負担が大きく、実際に対応することは困難と思われまます。

「常に」という規定の文言を「いつでも」と解釈すると年度ごとのデータ更新では「いつでも」とはいえないため、現在の規定の表現では、現行の実務が財務会計規則に抵触しているとの誤解を与えかねません。

このため、「固定資産の増減や異動があった事業年度末までに」といった実務に即した表現に改めることが望まれます。

対応結果

ア 固定資産の管理については、財務会計規則第 65 条の規定上の疑義を生じさせないため、平成 18 年 3 月 8 日付で「広島市下水道事業財務会計規則第 65 条の固定資産管理の取扱いについて」を下記のとおり定め、取扱いを明確化した。

広島市下水道事業財務会計規則第 65 条の固定資産の取扱いについて

(平成 18 年 3 月 8 日)

第 1 固定資産の管理

資産の取得、撤去又は廃棄等を行った場合は、その都度、固定資産取得報告書、固定資産除却報告書を作成し、常に資産の増減、異動及び現状を明らかにする。

第 2 固定資産の帳簿価格等の整理

資産の取得等に係る財源内訳、償却年額及び間接経費の配賦等については、当該年度の決算時に整理を行い、固定資産一覧表に記載する。

以上

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項目 (5) 設備の維持管理、修繕計画について

主管課 下水道局 計画調整課

意見の要旨

イ 計画的な管きよの改築更新

下水道台帳システムや固定資産管理システムには、管きよの修繕等の履歴がデータとして蓄積されていないため、計画的・網羅的に改築・修繕を行うことができません。

修繕履歴などをデータとして蓄積し、これらのデータを活用しながら、計画的かつ効率的に改築更新を実施することにより適切な維持管理を行っていく必要があります。

対応結果

イ 下水道管きよについては、新築及び改築した場合、これらのデータを下水道台帳システムに登録し管理しているが、部分的な修繕等の情報は、各事業課において、書類や図面等で管理している。

今後、下水道管きよの改築更新の時期を迎えるにあたり、その修繕などの情報も活用できることから、当時の下水道台帳システムに一部未登録となっていた過去の修繕履歴などの情報を、次のとおりデータ入力を完了した。

平成16年度分 → 平成17年4月完了

平成17年度分 → 平成18年4月完了

平成18年度分 → 平成19年4月完了

平成5年度分～平成15年度分 → 平成19年8月完了

また、新たな修繕履歴は逐次追加することとし、すべての情報を一元化し、計画的に改築や修繕を行っていく。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項目 (5) 設備の維持管理、修繕計画について

主管課 下水道局 施設部 管路課

意見の要旨

ウ 計画的な管きよの清掃・しゅんせつの実施

管きよの清掃・しゅんせつについても、市民からの悪臭等の苦情・通報等により問題が表面化してから実施されている状況であり、計画的な清掃・しゅんせつが行われていません。

管きよの清掃・しゅんせつは、流下能力の改善や初期汚濁負荷量の軽減に寄与し、環境への負荷低減や衛生面の改善につながることから、計画的な清掃・しゅんせつの実施により積極的に対応することが望まれます。

なお、財政状況が厳しいなかにおいては、効率性の観点からも、計画的な管きよの清掃・しゅんせつの実施が求められます。

対応結果

ウ 管きよの清掃やしゅんせつについては、現地調査や過去のデータから油脂等により閉塞し易い場所や土砂が堆積し易い場所を把握しており、計画的に実施している。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項目 (6) 職員給与・出張旅費等について

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

ア 退職給与引当金（退職給付引当金）の設定

下水道事業に地方公営企業法を適用した当初から、職員の退職金は一般会計が負担することとしてきたため、下水道局では、年度末現在における職員が退職した場合に発生する退職金見込総額を把握していません。

しかし、職員の退職金は給与の後払いとしての性格を強く持つものであるため、企業会計であるならば、当然、下水道事業が負担すべきであり、退職金の発生に応じて退職給与引当金（退職給付引当金）を計上し、発生主義に基づいて各年度に退職金費用を負担させる必要があります。

対応結果

ア 本市の下水道事業は、地方公営企業法の一部適用で管理者を設置しておらず、多くの職員は一般会計部門への在籍期間の方が長い。また、下水道の事業規模の約半分を占める雨水処理は、元々一般会計が人件費を負担すべきものであり、現に負担していることから、職員の退職手当は今後も一般会計の負担としたい。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項 目 (7) 貸付金に係る事務手続及び回収管理について

主管課 下水道局 管理部 管理課

意 見 の 要 旨

ア 生活扶助世帯の滞納貸付の処理

生活困窮等経済的に貸付金の返済が困難な場合について、返済を免除する規定がないため、滞納債権となっているものがあります。

水洗化設備工事を実施する際には、生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金制度を設けており、生活扶助世帯に対して補助金を交付していることから、貸付金に対しても債権放棄等の実施基準を設けることを検討する必要があります。

イ 貸付金の不納欠損処理

貸付制度導入から、不納欠損処理は一度も実施されていません。

未回収のものにつき、適切な債権管理を行う必要があるとともに、消滅時効が完成したものについては、いつまでも不納欠損処理を行わず放置しておくことは事務管理上非効率であるのみならず、自治体の適切な財産の表示という観点からみても問題があり、適時に不納欠損処理する必要があります。

回収の可能性がほとんどないと認められる債権は1,535万円あり、これについては不納欠損処理する必要があります。

対 応 結 果

ア 貸付金の返済額については、生活扶助を受ける際の収入認定において収入から控除されることから、社会局と協議し、水洗便所設備資金に係る債権管理の事務処理手続きを定めた債権管理要領（平成19年4月1日施行）の中で、生活扶助世帯の収入の状況等に応じた対応方針を定めた。この方針に基づき、返済資力ない者については履行延期の特約の手続きを行ったうえ、10年間償還能力がない状況が続いた場合は、債権を免除することとした。

イ 広島市水洗便所設備資金貸付条例、同施行規則を改正し、債務者が所在不明などのため消滅時効が完成した債権等については、債権放棄し、不納欠損処理できることとした。これに基づき所在不明等で回収の見込みのない1,535万円を精査し、平成20年度は978.1万円を不納欠損分として予算計上している。

また、水洗便所設備資金未償還金について、債権管理要領（平成19年4月1日施行）に基づき、連帯保証人への請求や時効中断の措置など統一的かつ適正に債権管理を行うこととした。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (8) 企業債について

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

ア 企業債の償還財源の確保及び企業債利息の財政負担

企業債の償還金は、平成17年度をピークにその後減少していく予定ですが、企業債償還財源の約37%を資本費平準化債〔拡大分〕で賄うといった状況は、単に一般会計の負担を後年度に繰り延べているにすぎません。

また、企業債利息が下水道事業の財政に与える影響は深刻であり、年間の利息負担は約200億円と平成12年度から平成15年度の下水道使用料の平均約180億円を上回るほどの規模になっています。

企業債の発行残高は平成16年度をピークとして今後減少していきませんが、依然として下水道事業の財政に大きな影響を及ぼすことは明らかであることから、下水道事業の財政健全化のみならず、広島市の財政健全化を目指し、構造的な収支不足を抜本的に解消するために、①使用者負担の原則に従った下水道使用料の適正化、②さらなる業務の効率化の推進による一層のコスト削減等の経営改善を積極的に進めていく必要があります。

イ 企業債発行差金の会計処理

企業債を割引発行すると企業債発行差金が発生しますが、この企業債発行差金については、起債時に一括費用処理されています。

「地方公営企業法施行令」では、一括処理が原則、繰延処理は例外と規定されていますが、企業債発行差金が利息の前払いとしての性格を有しているため、期間損益計算の適正化という観点（＝発生主義）からは、企業債の償還期間で定期的に償却計算を行うことが望まれます。

ウ 企業債利息の会計処理

企業債利息については、支出時に全額費用処理されていますが、地方公営企業法は発生主義に基づく会計処理を地方公営企業に求めています。

企業債利息は期間の経過により発生する性質の費用であることから、経過期間に応じて費用処理することが望まれます。

対応結果

ア 新たに策定した、平成20年度から平成23年度までの4か年の財政収支計画の中で、建設コストや維持管理コストの一層の縮減を図るとともに、これまで削減が困難とされてきた企業債利息（資本費）についても、平成19年度から3年間の臨時特例措置である補償金免除繰上償還の制度を活用し、企業債利息の削減を見込んでいる。また、使用者負担

の原則に従った下水道使用料の適正化を図るため、平成20年7月から使用料の改定を行い、下水道使用料の増収を見込んでいる。さらに、工事の設計方法の見直し等による工事コストの縮減や西部水資源再生センターの包括的民間委託の更新など、実効性の高い経営改善策を進めていくこととしている。

イ 現在、企業債発行差金は起債時に一括費用処理しているが、期間損益計算の適正化という観点から繰延処理を行うことも考えられる。

しかしながら、本市の下水道事業会計の規模からすると発行差金は僅かであり、損益計算に与える影響も小さいことから、繰延処理は行わず、従来どおり、起債時に一括費用処理を行うこととしたい。

ウ 企業債利息について経過期間に応じた費用処理を行うためには、利息計算の対象期間が年度をまたがるものについて日割計算の上、各年度に配分する必要がある。

しかしながら、企業債の償還は長期にわたるものであり、毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合、損益計算に大きな影響を与えるものではないので、その年度に属する額を割り振ることをせず、実際に利息の支払いを行った額をその年度の費用として経理できることから、従来どおり、支払った年度の費用として処理していきたい。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
 項目 (9) 一般会計繰出金について

主管課 下水道局 計画調整課

意見の要旨

ア 不明水対策

現実の不明水対策は、管きよの維持管理等を通じて対応しているに過ぎず、不明水対策のための積極的な行動は取られておりません。不明水がもたらす弊害に対処すべく、不明水対策に積極的かつ具体的に取り組むべきであります。

また、認可計画不明水率は、すべての処理場について下水処理施設の設置計画時に認可を受けてから変更されたことがありません。認可基準を超える不明水の処理費用は一般会計から繰出されることになり、一般会計からの繰出しの適正性の観点からも、見直しする必要があります。

対応結果

ア 現在は、管きよ内のカメラ調査、危険防止等の設備の維持管理等を通じて、不明水対策を実施している。

今後は、不明水量を削減するため、老朽下水管などの調査を通じて原因となる管きよの補修等に取り組み、効率的で予防保全的な維持管理を計画的に進めていきたい。

また、認可計画不明水率の算定の根拠となる下水管きよ内への地下水の混入率は、一般的には一日最大家庭汚水量（生活汚水量と営業汚水量の和）の10～20%を見込むこととなっているが、本市の場合は地盤の地下水位が高く下水管きよ内への地下水の混入率も高いと推測されることから、最大の20%を見込んでおり、現行の認可計画は適正であると考えられる。

※ 認可計画不明水率＝地下水量 / 一日最大計画下水量

※ 地下水量＝一日最大家庭汚水量×20%

※ 一日最大計画下水量＝一日最大家庭汚水量＋地下水量＋工場排水量

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理
項目 (10) 下水道事業に関する提言(意見)について

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

ア 下水道使用料の適正化と負担の公平化に向けて

現在の使用料設定では使用料対象経費を回収しきれず、市民が納付した税金から補てんされていることを明らかにするとともに、下水道事業の財政状況がどういう状態にあり、将来どういう結果をもたらすか、を分かりやすく市民(下水道使用者)に説明し、十分に理解してもらう必要があります。

本来、下水道事業は、地方財政法上の公営企業であり、その事業収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していかなければならないが、下水道使用料で使用料対象経費を100%回収できていない現状は、自立性をもって事業を継続しているとはいえ、この観点からも下水道使用料の適正化が必要であります。下水道使用料の適正化により、下水道使用者の負担が増加することになるため、公営企業として具体的な経営努力に関する計画とその実績を公表し、下水道使用者の理解を得る必要があります。

下水道使用料の適正化と負担の公平化を実現するためには、①下水道事業会計における経費の削減 ②下水道使用料の算定における説明責任を十分に果たす必要があります。

イ 下水道局の組織体制について

平成15年度末に汚水施設の整備が概成し、建設部門の職員数は事業費の減少に伴い大きく減少することとなります。維持管理業務が主体となる状況下においては、現行の「下水道局」体制を見直し、他局との統合等を含め、効率的かつ効果的な組織体制に移行する必要があります。

ウ 広島市都市整備公社への維持管理業務の委託について

外部の民間業者に再委託している状況下においては、広島市都市整備公社に西部浄化センター等に係る維持管理業務を委託する必要性は見出せません。包括的民間委託の積極的な活用を検討する必要があります。また、包括的民間委託の実施に伴い、広島市都市整備公社の下水道部の業務が大きく減少することになるため、組織体制を見直し、現行の下水道局内にその業務を移管する必要があります。

エ 下水道事業におけるPR活動について

下水道事業における厳しい財政状況の説明や他都市との比較対照情報等についてのディスクロージャーが不足しています。使用料の適正化(値上げ)について理解を得るためにも、市民(下水道使用者)に対して、十分な情報を分かりやすいかたちで積極的かつ継続的にディスクロージャーしていく必要があります。

対 応 結 果

ア 下水道事業は、公共的かつ地域独占的な性格を有しているとともに、事業規模が非常に大きく、下水道事業の財政状況が広島市全体の財政に与える影響も大きいことから、職員数の削減及び給与カットによる人件費の削減、包括的民間委託の導入等による維持管理費の削減、高金利債の借換えによる利子負担の軽減などにより、経費の削減を図っている。

また、下水道使用料の設定の考え方やその財政状況等について、市民への説明責任を果たす必要があることから、下水道事業の経営改善策や使用料の算定方法について、ホームページなどで、よりわかりやすい情報提供に努めている。

イ 下水道事業の執行体制については、平成16年度から平成19年度の財政収支計画期間において述べ83名の職員数削減計画に対し、計画を11名上回る述べ94名を削減した。

今後も浸水対策事業、合流改善事業、老朽化施設の改築更新事業などに加えて、市街化区域外の生活排水対策に取り組むことで、都市のライフラインとしての下水道施設の機能維持と快適な生活環境の整備を推進する必要がある。さらに、地球にやさしい循環型社会の形成に寄与するため、下水道資源の有効活用にも取り組む必要があることから、平成20年度から23年度の財政収支計画期間においてもこれらの施策を効率的に推進できる組織体制にしていく。

ウ 分流式の下水排除方式により整備した太田川処理区の終末処理場である西部水資源再生センター（旧：西部浄化センター）については、包括的民間委託を導入し、平成18年4月から民間業者による維持管理業務を行っている。これに伴い、西部水資源再生センターは広島市都市整備公社下水道部から移管し、市直営としている。その結果、職員数については、公社で14人減少した一方、市下水道局で12人増加しており、また、組織体制については、それぞれ事務移管に伴い一部体制を変更している。

エ 下水道使用料の設定の考え方や経営状況、財政状況等に関する情報をわかり易く、積極的に情報発信するため、ホームページ上で下水道使用料の考え方等を文章や表で説明するのみならず「下水道事業会計を年収500万円の家計にたとえたら」と家計にたとえて説明するなど、一般会計からの繰入金などを含めた下水道事業の財政の状況を説明した。

また、下水道の役割などについて、小学校等に対する下水道出前講座や下水道サポーター制度や打ち水大作戦、下水道ふれあいフェアなどのイベントの実施などにより情報発信を行った。

引き続き、必要な情報を各種の機会や媒体により、わかり易く、積極的に提供していく。

監査対象 下水道事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理

項目 (10) 下水道事業に関する提言(意見)について

主管課 企画総務局人事部人事課

主管課 下水道局 経営企画課

意見の要旨

オ 広島市下水道公社廃止時の団体職員等の処遇

外郭団体の業務が必要なくなったか、もしくは業務が著しく減少したこと等により統合・廃止された場合、そこに従事していた職員のほとんどの業務が今後不必要となるため、そこに余剰の人員が生じます。雇用の維持・確保は大切なことであるものの、広島市の危機的状況下においては、この余剰の人員（特にプロパー職員、OB職員）について、できる限り削減する必要があると考えます。

対応結果

オ 外郭団体の統廃合や業務の見直しにより、当該団体の職員が従事していた職が廃止されるときは、余剰の人員は削減していくことにしている。